

函館市廃棄物処理施設整備技術検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市の廃棄物処理施設の整備にあたり、技術的な課題について専門的な立場で検討するため、函館市廃棄物処理施設整備技術検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 焼却処理施設の処理方式等に関すること
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、廃棄物処理等に関する専門的な知識を有する学識経験者のうちから市長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が指名した日から委員会の検討協議が終了し、市長に報告した日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、委員の都合により会議を開催することが困難であると認めるときは、検討協議に係る書面を各委員の所在する場所に持ち回る

書面会議の方法により検討協議し、会議の開催に代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部環境推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。